

わいわい

暑中お見舞い
申し上げます

八坂神社



映画「裁判員決めるのはあなた」

坂 元 和 夫

一、はじめに

今後の司法制度改革の一環として、刑事裁判に裁判員制度が導入されることになりました。そこで、日弁連が国民の皆さんにこの制度の理解を深めてもらうために制作したのがこの映画です。

裁判員というのは聞き慣れない言葉ですが、改革審議の過程で、陪審論者と審論者の綱引きの結果、両者のハイブリッド的な制度とすることに落ちつき、裁判員という名称が編み出されました。ただ、ハイブリッドといっても、裁判員制度は、被告人に職業裁判官だけによる裁判の選択を認めない点や裁判員が事実

認定だけでなく量刑にも関わる点ではまさに参審ですが、裁判員の数を職業裁判官よりかなり多くすると、少し陪審に近いものになります。現在、政府の司法制度改革推進本部の検討会では、裁判官の数と裁判員の数の割合について熾烈な議論が行われています。日弁連は、裁判員数は、職業裁判官の三倍以上（九対二など）にすべきだと主張しています。職業裁判官の影響を少なくして市民参加の利点を発揮させることのほか、多数数の合議による事実認定の集合的效果（評議において、証言内容等を確認するときには多数数が互いに記憶を補い合うことによ

り再現度が高まること、経験則＝物事の推論準則が多種多様の社会的経験を持ち寄ることにより豊富になること、個々のメンバーの偏見や先入観が相殺されることなど）があるからです。因みに、この映画では、裁判体の構成は、裁判官一・裁判員七という陪審に近い形態がとられています。

二、ドラマの粗筋

被告人（左時枝）は、五〇歳前後の主婦で、八〇歳になる痴呆症の姑の介護をしていましたが、散歩をさせている途中、近くの公園の石段の上から姑を突き落として死亡させたとし、殺人罪で起訴されました。この事件には目撃証人が二

人おり、一人は近所の顔見知りの主婦で、被告人が手で姑の背中を押して突き落としたのを見たと言っています。もう一人は、偶々近くを通りがかった一七歳の少年ですが、お婆さんが足を踏み外し、後ろの女性が目撃証人を持ってきた背中を掴もうとしたが掴めず転落してしまったのをはっきり見たと言っています。被告人は、逮捕のさい、「ごめんなさい。自分が悪かった。許して」と言った事実があり、警察でも逮捕後一二、三日後に自白をしています。

評議では、最初は、裁判長（石坂浩二）を含めて有罪が圧倒的に多かったのですが、評議が進むにつれて無罪意見が増え、最後は、全員一致で無罪の評決に至るという内容でした。

三、感想

（生の言葉とロボットの言葉）
評議が始まって間もなく、岩崎宏美扮する女子大

生が「裁判長は生の言葉で話していい。ロボットの言葉みないだ」と言い出し、他の裁判員もこれに同調します。この「生の言葉」がこのドラマのキーワードになっています。血の通った生きている人間の感情や実体験に基づく発言という意味なのでしょう。「生の言葉」に対する「ロボットの言葉」とは面白い表現で、裁判長の無感動で型にはまったような発言を的確に表しています。

裁判官が、職業として日々裁判業務に携わっていると、数多の事件処理に慣れきってマンネリ化し、相手が生きた人間であることを忘れ、「殺人の被告人」とか「強盗の被害者」というように顔のないパターン化された対象として扱う傾向があります。丁度、医者が患者を人というよりも治療の対象物と見がちなのと同じです。

事実認定は、ある人間

の過去の行動につき、現存する資料をもとに追体験によってこれを再現する作業です。ロボットの言葉でしか喋れない裁判官に、老婆やホームレスや売春婦やチンピラや不登校児や強盗や殺人犯に自分になった積もりで追体験をしてみろと期待しても無理です。その事実認定は、血の通わないパターン化されたものとなり、誤判の原因となり、被告人の納得はおろか、国民の信頼も得られないでしょう。

岩崎女子大生は、こういうことを言いたかったのだと思います。

〔生の言葉と偏見〕

ところで、見方を変えて、裁判官が、「あの手の女は嫌いだ。きっと、日頃から被害者に辛く当たっていたに違いない」とか、「自分は、小、中学校で一度も友達を苛めたことも、友達から苛められたこともないから、『苛められるのが怖くてお金を盗んだ』という

非行少年の弁解は信用できない」などというような考えに基づいて裁判をすることが許されるでしょうか。

要するに、裁判官の個人的感情により、あるいは自分の特異な経験に引き寄せて被告人の行動を推測することの是非です。論ずるまでもなく、これは偏見に基づく判断です。ドラマの中の裁判員の発言の中には、これに類するもののがかなりあったように思います。『生の言葉で話す』ことは、血の通った裁判を可能にしますが、反面、偏見や思い込みに基づく事実認定に至る危険があります。

〔集合効果による偏見の除去〕

判断者が少数で例えば一人の場合は、『生の言葉』で考えることにより偏見に陥っても是正される機会がありませんが、陪審のように一二人もの合議体になると、一人の生の言葉に伴う偏見は、その他の人々から否定され相殺されて害毒が

減殺されます。集合体の中では、一般性のある生の言葉だけが受け入れられるからです。

「生の言葉」の利点を活かしつつ、その弊害である偏見を排除するには、裁判員の数を九人とか一人とかのかかなりの多人数にすることが不可欠な所以です。

政府の司法制度改革推進本部の検討会で、最高裁や

法務省は、職業裁判官と裁判員の数を三対二あるいは三対三にすべきだと主張しています。これでは、「国民を司法に参加させ、その声を聴いて裁判をしたから国民に不満はない筈だ」という「裁判の正当性調達」には資するにしても、より質の高い裁判の実現にはあまり役に立ちそうにありません。

四、その他の感想

〔ドラマの制約〕

この映画の評議の進め方には色々と違和感があります。もちろん、ドラマですか

ら、筋書きを面白くするため不自然さはやむをえません。例えば、検察官の論告と弁護人の最終弁論が大幅に省略されており、その結果、争点が何かが明確にされずに評議が暗闇を手探りで歩くように始まっています。評議の展開をドラマチックにし、裁判長も初めての評議経験であることを強調したかったのでしょう。

〔結論の意見表明の仕方〕

石坂裁判長は、評議を始めてから間なしに、各裁判員に有罪無罪の結論を言わせ、求められて自分も有罪の結論を述べました。往年の名画「二人の怒れる男たち」を真似たのかもしれないが、人は、一旦結論を口にする、それにとらわれ、自説にこだわる傾向があります。ディベート(討論)教育の十分でないわが国では特にそうですから、このようなやり方では公正な結論を得にくくなるのではないかと思います。全員

一致原則をとる場合でも、このやり方は問題です。

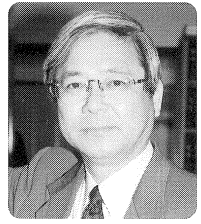
〔無罪の推定原則〕

刑事裁判では、被告人を有罪とするには、訴追側が「合理的な疑いを容れない程度にまで立証すること」が必要で、映画で、石坂裁判長は、審理の終結時にほんの形だけの説示をしましたが、評議が始まってからは、裁判長も裁判員も誰

一人この原則に言及した者はおらず、従って、評議の進め方がこの原則を無視した形で行われていました。

有罪と無罪を平板に並べて評議するのは間違いです。訴追側が国が国民に対して刑罰権を行使するには、有罪のようだとか有罪くさいというような程度の立証ではいけないのです。それでは、無実の人が誤って処罰されてしまう危険があるからです。この映画が無罪の推定原則を軽く扱ったことは大変残念でした。

以上



「窓口規制」というもの

尾 藤 廣 喜

◆「遡及裁定」か 「事後重症裁定」か

先日、精神遅滞のある家族の方から、年金の裁定請求事件の依頼を受けました。

これは、二〇歳以上で一定程度以上の精神遅滞のある方には、障害基礎年金が支払われることになっていますが、知的障害があることを周囲に知られたくないとか、制度を知らなかったなどのため、年金の請求が遅れた事例について、代理人になって欲しいとの依頼でした。

この事件では、最初に相談にあたった福祉事務所の担当ケースワーカーが、障害が認められる時点に遡っ

ての裁定請求（遡及裁定といいますが）を行ったらと助言してくれたのですが、年金の窓口で当初は、裁定を申請した翌月からの裁定請求（事後重症裁定といいますが）しか受け付けないと主張して、遡及裁定の申請を拒否したのです。

しかし、今回は、福祉事務所の担当ケースワーカーの助言によって、このような「窓口規制」を排除して、遡及裁定を申請することができたそうです。

この事件については、幼い時期から相談者が精神の発達遅滞があるとの近所の開業医の証明書等が得られますので、「遡及裁定」が認められると確信していま

すが、相談者の家族が窓口の受付拒否に諦めて始めから事後重症の裁定をしていれば、「遡及裁定」が認められる機会はもちろん全くないわけです。

◆権利を握りつぶすもの

このように、本来、法律上では権利が認められているが、「窓口規制」により、これを握りつぶしたり、権利があることを知らせないで権利を使えないようにしたりする姑息な方法での権利侵害が日常化しているのが、残念ながら、わが国の現状です。

例えば、福祉事務所に生活保護の申請に行っても、相談として処理し、受け

をしない。三ヶ月が過ぎたら保護を辞退するとの念書を書かせたうえで三ヶ月に限り保護を認める。六五歳に満たない人については、保護申請に対して、医師の診察を求め、「働ける」との結果が出れば、仕事があってもなくても保護受け付けないなどの違法な「窓口規制」が横行しています。

このような「窓口規制」は、福祉の分野だけでなく、行政のあらゆる分野で、専ら行政側の都合で濫用されているのが実態です。

◆手続的権利の確立を

このような違法がまかり通っている背景には、わが国において、「手続的権利」があまりにも軽く見られていることがあげられます。もちろん、このような「行政の都合のいい運用」を「規制」するために、「行政手続法」が制定されていますが、この法律は申請後の手続きについて定め

られており、残念ながら有効に機能していません。

すでに、国連の「各国の公的扶助行政」に関する一九五二年報告では、「手続きが人間的に、公平、公明に敬意ある態度で、人格の尊厳を尊重するように、冷静に、迅速かつ効果的にすすめられるように要求する権利」が「建設的な意味をもつようであればならない」としています。

このような「手続的権利」が保障されるためには、まず、①制度自体の内容、手続き共が、十分に広報されること②行政手続法を改正して、申請時の窓口規制を禁止すること③万一、手続きが妨害された場合には、これに対する救済が速やかに図られ、不服申立て、訴訟を提起するため、法律家に簡単に相談できる体制を確保することが必要です。



司法改革と証拠開示

山崎 浩一

今は刑事司法改革作業中

内閣の司法制度改革推進本部で、刑事司法制度の改革作業が進められています。その重要な論点の一つが証拠開示をどの程度広げるのかという点です。

日本弁護士連合会の司法改革実現本部のバックアップメンバーとして、証拠開示の部分を担当しました。が、同じ法律家でありながら、法務省（検察庁）と日本弁護士連合会が対極にある意見を検討会において述べたことが印象に残りましたので、以下に僕の意見を交えながらご紹介しましょう。

法務省と日弁連の意見

法務省は、現在の日本の刑事訴訟法は当事者主義を取っているが、これは証拠開示には消極的な制度であると述べ、日弁連は、実質的当事者主義の観点からは証拠開示が必要であるということを述べたのです。

当事者主義

当事者主義は、検察官と弁護人がそれぞれ自分に有利と思われる主張や証拠を提出し、裁判所は第三者として、それを判断するという考え方です。確かに、当事者が攻防するのが当事者主義だと単純に考えれば、まさにトランプゲーム

の如く、自分の手の内は相手に明かさないと勝負をすすめるのが当然だというふうにも考えられます。

しかし、トランプゲームの比喩が妥当するためには、ゲームの当事者が全く対等でない限りなりません。

現実の刑事訴訟では、検察官は圧倒的に多くの強力なカードを集める権限を有しているのに対し、弁護人はその権限をほとんど持っていない。

これで、同じルールで手の内を明かさないと勝負しろといっても誰もフェアだとは思えないでしょう。

また、検察官は、ただ勝てば良いというのではなく公益の代表者として無実の

者は無罪にしなければならないという責務を負っているのです。相手が勝つべきカードを自らの手の内に持っている時には、これを相手に見せ、潔く負ける必要が有るのです。

本当の問題

ただ僕は検察官だって、本当は、当事者主義が証拠開示を否定する理由にならないことを判り、刑事訴追が公的な意味合いをもって行われていることの自覚も当然持ちながらも、証拠開示に消極的なのだらうと推測します。では検察官は、何故、手持ち証拠を開示するのを嫌うのでしょうか。

それは、手持ち証拠をあらかじめ開示することで、被告人が真犯人であるにもかかわらず、言い逃れをしてしまうのではないかということを恐れているのだらうと思います。弾劾ができなくなるという危惧は訴追に責任を持つ側の者として

はもっともな危惧だろうと思います。我々が捜査して起訴したのであるから、有罪に間違いない、だから絶対の有罪にしなければならない、言い逃れをさせてはいけないという使命感に基づくものでしょう。

全面的な証拠開示をするとなると、このような訴追における支障が生じることには確かでしょう。

しかし、この検察官手持ち証拠の中にこそ、実体的真実を明らかにする証拠が含まれているというのも歴史的な真実です。

そこで、証拠開示を認めるか否かという問題は、真犯人を逃してしまうおそれがあるけれども、無実の者を有罪にするおそれではできるだけ取りはらう制度を探るのかの選択の問題であらうと思います。

そして、その選択は刑事訴訟法の理念をどうとらえるかの選択に他ならないのです。

入学金の返還

本年七月一六日、京都地方裁判所で、注目される判決がありました。大学を経営している学校法人を相手に、その大学に合格した五人が、入学金や授業料などの返還を求めた裁判で、裁判所は、学校法人に、授業料、入学金など二一九万円を返還することを命じたのです。これは、全国で争われている同種の訴訟のトップを切った判決でした。

裁判所は、入学金について、四月一日以降に入学を辞退した三人については、一旦は、学生の身分を得たのであるから、学校側は、入学金についての契約上の義務は尽くしたとして、返還をしなくてよいとしました。反面、四月一日までに入学を辞退した二人に対しては、入学金を返還すべきだと判断しました。

また、授業料や施設整備費については、授業が実行されず、返還すべきであるとして、支払った分についての返還を認めました。

この事件では、消費者契約法に、違約金について、平均的な損害を超えた損害を約束しても、その約束は無効であるという条文があるところから、「平均的な損害」とは何かということも問題となりました。学校側は、入学を辞退された場合には、大学には、予定した人員が確保できないなどの損害が生じるとして、「在学中に納める入学金や授業料などが平均的損害にあたる」と主張しましたが、判決は、「追加合格や補欠募集で不足分を補うことも考えられる」として、この主張を退けました。なお、入学金は、入学資格を得るための対価であり、返還を認めるべきではないとの異論もあり、控訴審の判決がどうなるかが注目されます。